

# 岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画(最終案)概要

県行動計画に基づき、県、市町村、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

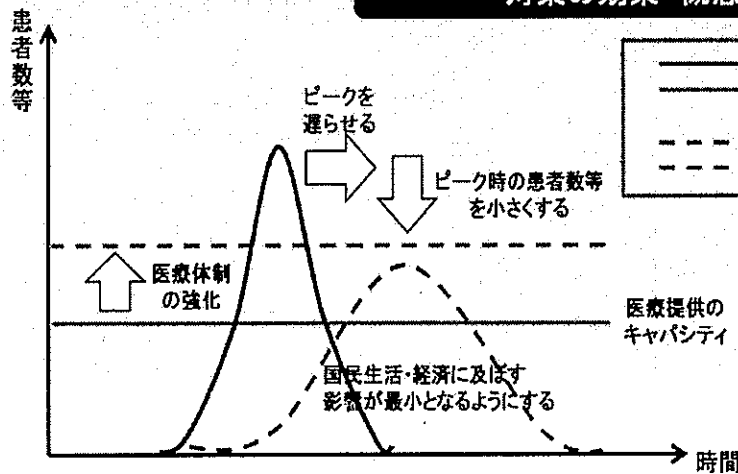
## 対策の目標及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。  
※社会状況に応じて臨機応変に対応する。  
※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

## 対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

## 対策の効果 概念図



- 【参考】流行規模・被害想定(県内)
- 発病率 全人口の約25%
  - 医療機関受診患者数 約25万人
  - 死亡者数 1700~6500人
  - 入院患者数 5400~20000人  
(入院患者数/日 約1030~4060人)
  - 従業員の欠勤 最大40%程度  
(ピーク時の約2週間)

## 県行動計画のポイント

- 特措法に基づく初の行動計画
- 政府行動計画に基づく、県域に係る行動計画
- 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載

項目	特色
1 体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 知事を本部長とした対策本部の設置(法定)</li> <li>◆ 指定地方公共機関の指定</li> </ul>
2 まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の運用を新たに規定</li> <li>◆ 不要不急の外出の自粛の要請等について規定</li> <li>◆ 施設の使用制限の要請等について規定</li> </ul>
3 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 特定接種の対象者(登録事業者)を規定</li> <li>◆ 住民接種の接種順位の基本的な考えを規定</li> </ul>
4 新感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 行動計画の対象を新感染症に拡大</li> </ul>
5 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 基本的人権の尊重について記載を充実</li> <li>◆ 記録の保存について新たに規定</li> </ul>

# 発生段階ごとの対策の概要



対策の目的	未発生期	海外発生期 県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小流行期
対策の目的	・発生に備えて体制の整備	・国内侵入の遅延 ・県内発生の遅延 ・早期発見 ・県内体制の整備	・県内感染拡大抑制 ・適切な医療の提供 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑制 ・県民生活・経済の影響を最小限に抑制	・県民生活・経済の回復 ・流行の第二波への備え
実施体制	国、県、市町村、指定(地方)公共機関等を挙げて体制を強化 ・県行動計画等作成 ・体制の整備 ・市町村との連携、支援			・基本的対処方針変更に関して県対策本部で協議 (政府現地対策本部との連携) ★緊急事態宣言時:市町村対策本部の設置	・緊急事態宣言解除 ・対策評価見直し ・県対策本部、市町村対策本部の廃止
サーベイランス 情報収集	発生段階に応じたサーベイランスの実施 ・情報収集 ・通常のサーベイランス ・体制整備 等			・学校等通常サーベイランスに戻す ・全数把握中止	・通常のサーベイランスを継続 ・学校等集団発生把握の強化
情報提供 共有	一元的な情報発信、県民へのわかりやすい情報提供 ・継続的な情報提供体制整備 等			・コールセンター等の継続	・情報提供の在り方を評価見直し
まん延防止 予防	・個人対策の普及 ・地域対策・職場対策の周知 ・予防接種体制の構築 等	・県内でのまん延防止対策の準備 ・水際対策の強化 ・予防接種(特定接種)の実施	・県民、事業者、病院、高齢者施設等への感染症対策の徹底要請 ・予防接種(住民接種)の実施 ★不要不急の外出の自粛要請 ★学校等の施設の使用制限	・県民への感染症対策の徹底継続 ・住民接種の継続	・第二波に備え新臨時接種
医療	・地域医療体制の整備 ・研修・訓練 ・医療資器材の整備 等	・帰国者・接触者外来の整備を感染症指定医療機関等に要請 ・帰国者・接触者相談センターの設置	・帰国者・接触者外来の継続⇒一般医療機関体制移行 感染症指定医療機関等への移送・入院措置	・一般医療機関診療要請 ・入院治療は重症患者を対象 ・抗インフル薬の備蓄・使用 ★臨時医療施設の設置	・通常の医療体制 ・抗インフル薬の備蓄
県民生活及び 経済の確保	・指定地方公共機関での業務計画等の策定 等	・職場における感染症対策の準備要請 ・指定地方公共機関等は事業継続の準備	・消費者としての適切な行動、事業者への買占め、売惜しみ禁止の要請 ★指定地方公共機関は必要な措置 ⇒ 継続 ★緊急物資の運送 ★要支援者への生活支援 ★生活関連物資等の価格の安定要請 等	・事業者、消費者への適正行動呼びかけ	・適正行動呼びかけ継続 ★業務の再開周知

(注) 段階はあくまで目安、必要な対策を柔軟に選択・実施。★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時に実施する措置

# 岩手県新型コロナウイルス等対策ガイドライン (最終案) の概要

○本ガイドラインは、岩手県新型コロナウイルス等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を踏まえ、各分野における対策の具体的な内容・実施方法、関係者の役割分担等を示したもの

○本ガイドラインの周知・啓発により、県のみならず、市町村、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進することを目指すものである。

## 岩手県新型コロナウイルス等対策ガイドライン (最終案) の概要

### サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

#### I サーベイランスに関するガイドライン(新規)

:平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・県民等への情報還元を活用。

#### II 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン

:県民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

### 予防・まん延防止

#### III まん延防止に関するガイドライン

:流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。

#### IV 予防接種に関するガイドライン(新規)

:ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

### 医療

#### V 医療体制に関するガイドライン

:医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。

#### VI 患者搬送に関するガイドライン

:新型コロナウイルス等発生時に、円滑かつ適切な患者等の搬送を行うため、搬送時に講ずる感染予防対策等について定めるもの。

#### VII 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

:抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

### 県民生活及び県民経済の安定の確保

#### VIII 事業者・職場における新型コロナウイルス等対策ガイドライン

:事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

#### IX 個人、家庭及び地域における新型コロナウイルス等対策ガイドライン

:個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

#### X 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

:死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

(参考)新型コロナウイルス等の基礎知識